

# 新型コロナウイルス感染症に関する情報

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐためには、市民の皆さんの予防意識と行動が非常に重要です。引き続き「3つの密の回避」や、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「こまめな手洗い」をはじめとする「新しい生活様式」を心がけ、一人一人が感染拡大防止に努めましょう。

また、状況は刻々と変化しています。**最新情報は、市ホームページを確認ください。**   など



## 新型コロナウイルス感染症の状況を本市独自のリスクレベルで確認しましょう

本市では、新型コロナウイルス感染症の状況について、市民の皆さんに分かりやすく伝えるために、専門家会議での意見を踏まえた独自のリスクレベルを設定しています。

新規の感染者数をもとに、毎週、本市のリスクレベルを判断し、状況に応じた対策を講じていきます。

※リスクレベルはあくまで目安です。

現状がどのリスクレベルに位置するのか、また、その際の具体的な対策については感染状況の傾向(拡大・縮小)を踏まえて総合的に判断します。

※**リンク無し感染者**とは、感染源が特定できないもの。

現在のリスクレベルなど詳しくは、市ホームページへ。



リスクレベル	本市の判断基準	具体的な対策例
<b>レベル4 特別警報</b>	市内で ①リンク無し感染者4名以上かつ ②新規感染者5名以上	レベル3の対策に加え ・不要不急の外出自粛要請 ・県外等への移動自粛を要請 ・全ての催事等の臨時休止要請
<b>レベル3 警報</b>	市内で ①リンク無し感染者2名以上かつ ②新規感染者3名以上	レベル2の対策に加え ・週末等の不要不急の外出自粛要請 ・催事等の自粛要請
<b>レベル2 警戒</b>	市内で ①新規感染者が発生かつ ②レベル3に該当しない場合	レベル1の対策に加え ・感染拡大リスクを高める3つの密のいずれかに該当する催事の自粛 ・不特定多数が利用する市有施設の閉館
<b>レベル1 注意</b>	①国内で新規感染者が発生かつ ②市内では新規感染者が未発生	レベル0の対策に加え ・3つの密が重なる感染拡大リスクが高い活動や催事において、まん延防止対策を行う ・相談窓口の周知
<b>レベル0 平常</b>	国内で新規感染者が確認されていない	・新しい生活様式の広報・実践

(政策企画課 ☎096-328-2035)

## 「新しい生活様式」の再確認を

新型コロナウイルス感染症の拡大防止には、「マスクを着用する」「感染が流行している地域へ行かない」などの「新しい生活様式」の実践が不可欠です。今一度、自身の生活を見直して、「新しい生活様式」を再確認し、実践していきましょう。

### 一人ひとりができること

- ・人の間隔を2m空ける
- ・マスクを着用する  
※屋外で人との距離を保てる時は、熱中症予防のためマスクを外しましょう。
- ・咳エチケットを徹底する
- ・外から帰ったらしっかり手を洗う
- ・こまめに手指の消毒を行う
- ・感染が流行している地域へは行かない
- ・毎朝、体温測定を行う
- ・エアコンをつけていても換気を行う



### 複数人のグループでできること

- ・大人数での会食は控える
- ・会食の時は、グラスなどの回し飲みはしない
- ・対面ではなく横並びで座る



### 職場でできること

- ・テレワークを推進する
- ・オンライン会議を推進する
- ・オフィスはこまめに換気



(新型コロナウイルス感染症対策課 ☎096-364-3311)

## マスク着用時は熱中症に注意しましょう

マスクをつけていると、のどの乾きを感じにくく、熱がこもりがちになります。新しい生活様式を取り入れつつ、熱中症にならないために、次の点に気をつけましょう。

- 屋外で、人と十分な距離(2m以上)を確保できる場合はマスクを外す
- のどが渇いたと感じる前に水分補給するよう心がける
- マスク着用時は、強い負荷のかかる作業や運動は避け、適宜、休憩する



(健康づくり推進課 ☎096-361-2145)

## 人権への配慮について

感染された方、病院関係者、病院に通われている方などに対して誤った情報に基づく不当な差別、偏見、いじめ、SNSでの心ない書き込み等があってはけません。

新型コロナウイルス感染症は誰にでも感染リスクがあります。

不確かな情報に惑わされて人権侵害につながることをのらないよう、正しい情報に基づいた冷静な行動をとりましょう。

《不当な差別やいじめ等の人権問題について相談を受け付けます》

【人権擁護委員による人権相談】

○みんなの人権110番(全国共通人権相談ダイヤル) ☎0570-003-110

○子どもの人権110番(全国共通通話料無料) ☎0120-007-110

○女性の人権ホットライン(全国共通) ☎0570-070-810

○外国語人権相談ダイヤル ☎0570-090-911

○インターネット人権相談受付窓口

<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>

(人権政策課 ☎096-328-2333)